

春日部市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての基本方針（第9条）

第2節 総合的推進のための施策（第10条—第15条）

第3節 効果的推進のための施策（第16条—第23条）

第4節 地球環境の保全及び国際協力（第24条）

附則

私たちのまち春日部は、日光街道の宿場町や大風のまちとしての歴史的な伝統と江戸川や大落古利根川に代表される水と緑に恵まれた自然環境の中で、埼玉県東部地域における交通の要衝として、現在まで着実な発展を続けてきました。

しかしながら、今日のわが国の発展を支えてきた社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄を招き、自然の恵みである資源を消費し、不用物を廃棄するものであり、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしたものの、環境に大きな負荷を与えています。

また、自然の回復力を上回るほど大きくなった人間の活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の破壊、海洋汚染など、地球環境に重大かつ深刻な影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがすまでに至っています。

これは、環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを私たちは認識しなければなりません。

もとより、私たちは、自然の恵みを受け、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、全ての人が協働して、良好な環境を保全及び創造し、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）のもとに、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享

受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。

(5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが事業者及び消費者である立場を認識し、自らの事業活動及び消費活動に関し、事業者及び市民に率先して環境への負荷を低減しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる責務を有する。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、職場における環境学習を推進するとともに、環境管理体制を整備するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体（以下「市民等」という。）が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域において、環境の大切さを学ぶとともに教えるよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活から

生ずる環境への負荷を低減するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参画し、協力するものとする。

(通勤者及び通学者並びに行楽者の協力)

第7条 市内への通勤者及び通学者並びに市内の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、地域環境の美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(環境月間)

第8条 環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、毎年6月1日から同年6月30日までとする。

- 3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

- 4 市民等は、環境月間の趣旨にふさわしい活動を行うよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての基本方針

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第13条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第14条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境教育及び環境学習の総合的推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する環境教育及び環境学習の総合的な推進により、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 効果的推進のための施策

(市民等との協働)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の聴取)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及びその他の関係機関と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。